



全ト協発第496号 (環)

令和4年12月27日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、令和5年1月4日から交付される自動車検査証が電子化されることに伴い、別添通達「記」の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとし、令和5年1月4日以降実施される旨、国土交通省自動車局貨物課長より周知の依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本内容についてご理解の上、傘下会員事業者への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自貨第 113 号の 2
令和 4 年 12 月 23 日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

標記について、別添のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局へ通知したので、貴協会傘下会員に対し周知を図りたい。

別添

国自貨第 113 号
令和 4 年 12 月 23 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

令和元年 5 月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和 5 年 1 月 4 日から交付される自動車検査証が電子化される。

これに伴い、以下の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとした。このため、令和 5 年 1 月 4 日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

- 以下の通達について読み替える。
 - 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について（平成 15 年国自貨第 80 号）
 - 年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成 15 年国自貨第 91 号）
 - 車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて（平成 25 年国自貨第 91 号）
1. に掲げるもの以外の自動車局貨物課長通達における添付書類等についても、「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替える。

○「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について

〔平成十五年二月十四日
國自貨第八〇号〕

各地方運輸局自動車交通部長

自動車交通局長から
関東・近畿運輸局自動車
事業務監督指導部長
車務監督指導部長
沖繩総合事務局運輸部長

最終改正 令和元年九月十八日国自貨第五四号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成十五年二月十四日付国自貨第七七号)の制定に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は平成十五年四月一日以降の申請事案について適用することとし、これに伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱は平成十五年三月三十一日限りで廃止する。

別紙

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について

1 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものを除く)の許可

(1) 営業所

①について

・自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合には概ね契約期間が二年以上の賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

・ただし、賃貸借の契約期間が二年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。

・その他の書類(借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等)については、添付又は提示を求めないこととする。

②について

・都市計画法の照会については、現行どおり各都道府県等の開発部局と密接な連絡調整等を図り事務処理にあたることとされたい。

・都市計画法等関係法令(農地法、建築基準法等)については、当然法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他関係書類については、添付又は提示を求めないこととする。

④について

・営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所と

して適切なものであることを確認することとする。

・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。

(2) 最低車両台数

①について

・共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

・けん引車、被けん引車の保有比率については、は、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

・リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 車庫

②について

・共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

③について

・事業用自動車を適切に収容することができる

<p>(6) 運行管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。 ④について <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実にを行うよう指導すること。 	<p>(7) 点検及び整備管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検及び整備管理体制を記載した書類は別添様式1を例とする。 ①について <ul style="list-style-type: none"> ・グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成十五年三月十八日、国土整第二百十六号)五十三②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。 ②について <ul style="list-style-type: none"> ・整備管理者が選任されていない営業所については、事業者が整備管理を確実にを行うよう指導すること。 (8) 資金計画 <ul style="list-style-type: none"> ①について <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画については、別添様式2を例とする。 ②について <ul style="list-style-type: none"> ・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。 ・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の(提示又は)写しの提出をもって確認するものとする。 ・預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。 ・その他貨物自動車運送事業法施行規則第三条第六号から第八号に規定する添付書類を基本 	<p>(9) 法令遵守</p> <p>とし審査すること。</p> <p>③について</p> <p>ア 申請日前六ヶ月(悪質な違反については一年)の起算日は、その処分期間終了後とする。</p> <p>イ 業務を執行する役員(いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。</p> <p>ウ 悪質な違反とは次のとおりとする。</p> <p>ア 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。</p> <p>イ 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。</p> <p>ウ 事業の停止処分の場合。</p> <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、各地方運輸局等は、指導講習会実施要領を定め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という)の参画を求め実施するものとする。 なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。 運輸開始の届出後、一ヶ月以降三ヶ月以内に
--	--	---

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について

<p>(10) 損害賠償能力</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車(百両以下の貨物自動車運送事業者とする)。 加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体(損害賠償に係るもの)については被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては、事故につき保険金の限度額が二百万円以上であるものとする。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。 	<p>(11) 許可に付す条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 零きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第五十九条第一項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」 	<p>(貨物自動車利用運送を行う場合にあつては「〇〇運送に限る。(貨物自動車利用運送を除く。))」、「発地及び着地のいずれもが〇〇県(市、町等)の区域以外に存する貨物の運送を行つてはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。</p> <p>2 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可</p> <p>(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」(昭和三十四年政令第三百二十号)第四條及び第六條第一項の基準に準じて審査すること。 <p>(4) 運行系統及び運行回数</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式3を例とする。 <p>3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可</p> <p>(3) 保管施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。 <p>4 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等</p> <p>(6) 法令遵守</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積 	<p>合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設(増設に限る。)、事業用自動車の増車(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について)(平成十五年二月十四日付け国自貨第七十七号。以下「局長通達」という。)4(2)③に掲げるものに限る。)、自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によつて事業規模が拡大となる申請をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホにより確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。 <p>その他</p> <p>局長通達の別紙11中(1)及び(2)の別途定める様式は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)については、様式4を例とし、これにより報告を行うよう指導された。 ・ (2)については、様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うよう指導された。
--	---	---	--

様式例5

平成 年 月 日

運輸局長
殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）
- ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証（車検証）の写

平成15年2月14日付国自貨第91号
一部改正 平成26年6月9日付国自貨第16号
一部改正 令和3年8月26日付国自貨第52号

各地方運輸局自動車交通部長

関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局貨物課長

年末及び夏期等繁忙期における
トラック輸送対策について

例年、年末及び夏期等における繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が各時期により極端に増大し、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。また、近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストワンマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）が増加する繁忙期が、貨物自動車運送事業者ごとに多様化している。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引き続き年末及び夏期等繁忙期について、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸第197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

年末及び夏期等繁忙期における
トラック輸送対策について

- 1 年末及び夏期等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。
 - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式2のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2に掲げる年間当たり利用日数の上限及び5に掲げる各繁忙期の期間を勘案すること。
 - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式3のとおりとする。

- 2 年末及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、5に掲げる期間に限り、かつ、一両当たり年間90日を上限に、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、貨物自動車運送事業者の繁忙期の輸送需要に対応するための自家用自動車による有償運送であって、次に掲げるものとする。
 - (1) ラストワンマイル輸送として行われるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。
 - (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
 - (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式4により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合

様式 1

有 償 運 送 許 可 申 請 書

年 月 日

運輸支局長 殿

〇〇〇〇他 名申請代理人
住所
氏名又は名称

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名 又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物
運送しようとする期間	有償運送利用計画書（様式2）のとおり
運送しようとする区 間	(例) 〇〇配達所から千代田区内の住居等
自動車登録番号又は車両番号	有償運送許可申請者名簿のとおり
有償運送を必要とする理由	繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
申請者による宣誓	申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。 運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。

※ 運送需要者（運送事業者）の欄には、営業所名まで記載するものとする。

※ 添付書類：使用する自動車の自動車検査証の写し

その運送を車載自動車により同時に行う場合に限ることとし、当該車載自動車による旅客のみの運送を行ってはならない。」旨の条件を解除し、新たに「車載自動車による旅客の運送については、旅客及び貨物の運送を合わせて引き受けた場合を除き、旅客の運送及び貨物の運送を個別に引き受け、その運送を同時に行ってはならない。」旨の条件を付すこととする。

(3) 車載自動車の数の変更に係る「貨物自動車運送事業の事業計画の変更については、「貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」によることとする。

○車積載車による事故車等の 排除業務に係る取扱いにつ いて

〔平成二十五年十二月八日〕
国自貨第九一〇号

自動車局貨物課長から 地方運輸局自動車交通部長あて
沖縄総合事務局運輸部長あて

ロードサービス業務に使用される車積載車（自動車又は原動機付自転車）を積載することができる自動車により道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車を、一時的・緊急的に、最寄りの場所まで排除する業務については、平成二十三年九月一日以降は併修の受講等の要件を満たした者を右積送許可の対象としたところであるが、その後の状況に鑑み、今般取扱について改めて別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は平成二十六年四月一日以降適用し、これに伴い、「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取扱いについて」（平成二十三年六月二十二日付事務連絡及び平成二十三年八月二十九日付国自貨第九一〇号）は平成二十六年三月三十一日限りで廃止する。

(別紙1)

事故車等の排除業務に係る有償運送許可の取扱いについて

1. 以下の全ての要件（以下「有償運送許可要件」という。）に該当する事業者が使用する車積載車においては、有償運送許可により対応する。
 - (1) 申請の前1年以内に、別紙2の要件を備える複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体（以下「研修実施団体」という。）が実施する研修を受けていること。
 - (2) 有償運送許可を得ようとする車積載車について、被害者一名当たりの補償額を無制限とする対人賠償保険又は共済（以下「任意保険等」という。）に加入していること。
2. 有償運送許可を得た車積載車が運送する物
排除することにより二次災害の防止及び交通渋滞の回避を図り、公共の福祉を確保する観点から、道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車（以下「事故車等」という。）とする。
3. 有償運送許可を得た車積載車の運送区間
事故車等の道路上からの一時的排除を目的とする観点から、原則として有償運送許可を受けた運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）の管轄区域内における道路上の現場（運送する自動車又は原動機付自転車、事故又は故障により自力で走行することができない状態等になった場所をいう。）から、最寄りのディーラー、整備工場又は車両置場等までとする。
4. 許可にあたっては、以下の条件を付すこととする。
 - (1) 有償運送許可証（以下「許可証」という。）は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
 - (2) 許可期間は、許可日から起算して3年以内とする。ただし、許可期間の満了の後引き続き許可を受けようとする場合は許可満了日の翌日から起算して3年以内とする。なお、5.(6)の再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は速やかに許可証を返納すること。
 - (3) 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。
5. 申請書及び添付書類並びに提出方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 有償運送許可申請（以下「申請」という。）は原則として申請書の「運送しようとする期間」の始期日の3ヶ月前から受付けるものとし、同始期日の1ヶ月前（標準処理期間1ヶ月）までに申請させることを基本とする。
 - (2) 研修実施団体に所属している事業者からの申請は原則として、別紙様式1（添付書類を除く。）により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局ごとに研修実施団体が一括して運輸支局に提出（以下「一括申請」という。）すること。なお、研修実施団体は委任状及び添付書類の内容が適切かどうか確認の上、申請を代理するものとする。
 - (3) 一括申請によらない場合の申請は、研修実施団体による研修の受講状況（原本に限る。）及び任意保険等の証書（写）、自動車検査証（写）を添付し、別紙様式2により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局に提出（以下「単独申請」という。）すること。
 - (4) (3)による単独申請において受理した研修の受講状況は、受理した際に運輸支局において受付印を押印の上、その写しを申請者に交付する。
 - (5) 同一の研修受講をもって複数の運輸支局へ申請する場合及び研修受講後初めて許可を受けた車両（「当初許可車両」という。）のほか、同一の研修受講をもって別の車両を新たに申請する場合（「増車・代替申請」という。）は、一括申請の場合にあっては(2)と同様の手続によるものとし、単独申請の場合にあっては(3)と同様の手続きによるものとする。ただし、この場合、(3)に定める添付

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

書類に加えて当初許可車両の許可証(写)も添付することとし、(3)中「研修の受講状況(原本に限る。)」とあるのは「研修の受講状況(運輸支局の受付印のある写)」と読替えるものとする。

なお、増車・代替申請に基づく新たな車両の許可満了日は、申請する運輸支局における当初許可車両の許可満了日と同一とする。

(6) 次に掲げる場合には、別紙様式3により許可を受けた運輸支局に申請し、許可証の再交付を受けることができる。

- ① 許可証を紛失又は破損(その識別が困難となった場合を含む。)した場合
- ② 人格が変わらない単なる氏名又は名称の変更及び自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標等」という。)の滅失、き損等による自動車登録番号標等の変更の場合

6. 研修実施団体の取扱い等は、以下のとおりとする。

- (1) 研修実施団体は、別紙2の要件を満たした者としてその連絡先等が国土交通省ホームページにおいて掲示された者とする。
- (2) 研修実施団体は、4月から翌年3月までに実施した事故車等の排除業務に関する研修の実施内容を翌年度の6月末までに、別紙様式4により国土交通大臣に報告すること。
- (3) 研修実施団体が、研修を実施せず、若しくは不適切な研修及び申請を行っている認められた場合又は(2)に基づく報告をせず、若しくは連絡が取れない場合は、当該研修実施団体へ通知の上、国土交通省ホームページの掲示を削除する。

7. 適用時期等

この取扱いは、平成26年4月1日より適用する。なお、改正前の通達に基づく許可及び研修は改正後においても有効なものとする。また、研修実施団体は6.(2)に基づく最初の報告の際に、前年度の平成26年1月から平成26年3月までの報告を併せて行うものとする。

(別紙2)

車積載車による事故中等の排除業務に係る研修実施団体の要件

1 研修実施団体

複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体であり、かつ、原則として全国規模の組織であること。

2 研修の内容

研修は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める内容で実施するものであること。なお、()内は各項目の目安の時間数を表す。

① 排除業務の主旨(1時間)

右償還送の許可に付した条件等、制度の主旨に関すること。

② 安全対策(2時間)

排除業務作業及び車積載車の安全運転についての基礎知識、基本的な動作等に関すること。

③ 車両の取扱い(1.5時間)

ハイブリッド車等特別な注意が必要な車両の取扱いに関すること。

④ 各種関係法令(0.5時間)

安全ルールの徹底等道路交通法、道路運送法その他右償還送の実施に当たり必要となる関係法令等の基礎的な知識に関すること。

3. 研修の実施体制

① 研修の責任体制が整備されていること。

② 研修の対象者、実施場所、実施時期、受講手続等が明確に定められていること。

③ 研修の実施時間は少なくとも5時間程度あること。

④ 研修を実施するにあたって適切な講師が選任されていること。

車積載車による事故中等の排除業務に係る取扱いについて

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

様式1 (一括申請用)

有償運送許可申請書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

(申請代理人・研修実施団体名)

住 所

名 称

印

代表者名

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者	警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等
有償運送を必要とする理由	交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため
自動車登録番号等	「有償運送許可申請車両一覧」のとおり
運送しようとする物	道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
運送しようとする期間	「有償運送許可申請車両一覧」のとおり
運送しようとする区間	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

有償運送許可申請車両一覧

番号	氏名又は名称	代表者名	住 所	研修の実施日	任意保険等の加入額	自動車登録番号等	運送しようとする期間
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

平成 年 月 日

(研修実施団体名)

殿

(排除業務事業者名)

住 所

氏名又は名称

代表者名

印

自家用自動車有償運送許可申請委任状

事故車等を緊急排除するため、自家用自動車の有償運送許可の申請を委任いたします。

記

許可申請車両

自動車登録番号等	
車 名	
最 大 積 載 量	

※ 添付書類

- ①任意保険等の証書 (写)
- ②自動車検査証 (写)

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

様式 1-2 (一括申請用)

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号等	
研修実施団体名	
運送する物	道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
許可期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
運送区間	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. この許可証は、再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

平成 年 月 日 第 号許可

運輸支局長 印

注 意 事 項

1. 登録若しくは車両番号の指定を受けていない（自動車登録番号標等のない）自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない（標識のない）原動機付自転車の運送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。

車積載車による事故等の排除業務に係る取扱いについて

様式2 (単独申請用)

有 償 運 送 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称 印
代表者名
(連絡先:)
(担当者:)

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者	警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等
有償運送を必要とする理由	交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため
自動車登録番号等	
運送しようとする物	道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
運送しようとする区間	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送
任意保険の内容	
研修の実施	(別紙)

- ※添付書類
- ①任意保険等の証書(写)
 - ②自動車検査証(写)
 - ③研修の受講状況(別紙)

(別紙)

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

(研修実施団体)

住 所

名 称

代表者名

研修の受講状況

印

下記受講者に対し、事故車等の排除業務に関する研修を行ったことを証明します。

記

受 講 者	事 業 者 名	
	住 所	
	代 表 者 名	
	受 講 者 名	
	受 講 年 月 日	
	受 講 内 容	

※ 以下の場合、運輸支局の受付印のあるこの証書の写しが必要になります。

- ・ 複数の運輸支局へ申請する場合
- ・ 許可後に別の車両を新たに申請する場合

※ 証書の再交付はいたしませんので、保管には十分ご注意ください。

(官庁使用欄)

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

様式2-2 (単独申請用)

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号等	
運送する物	道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車
許可期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
運送区間	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. この許可証は、再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

平成 年 月 日 第 号許可

運輸支局長 印

注 意 事 項

1. 登録若しくは車両番号の指定を受けていない（自動車登録番号標等のない）自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない（標識のない）原動機付自転車の運送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。

様式3 (再交付申請用)

有償運送許可証(車積載車)再交付申請書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所:

氏名又は名称:

代 表 者 名:

(連絡先:

(担当者:

印

)

)

平成 年 月 日に申請した有償運送許可申請(車積載車)の下記、車両に係る有償運送許可

証 { を(紛失・破損)した
 について記載事項変更の必要が生じた } ので、再交付の申請をします。

記

1. 自動車登録番号又は車両番号

2. 許可年月日及び許可番号並びに許可期間

許可年月日:平成 年 月 日

許可番号: 第 号

許可期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日

3. 研修の受講状況

受講年月日:平成 年 月 日

受講研修実施団体名:

4. 再交付の理由

許可証が見つかった場合には速やかに返納します(紛失の場合にチェック)

【添付書類】

- ・任意保険等の証書(写)
- ・自動車検査証(写)
- ・有償運送許可証(※紛失した場合は除く。)

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて